

千葉市消費生活センター学校向け出前講座

【令和7年度 講座テーマ】

No.1「消費生活センターって、どんなところ？」 小学生以上（6年生 願いをかなえる政治）

消費生活センターは、どんな仕事をしているのか、また、私たちのくらしとの関連を紹介します。

No.2「君も消費者！ 契約ってなに？」 小学生高学年以上（特に中学生は重要です）

消費活動をする際の契約の意味やクーリング・オフ、18歳で成年になる注意点を学びます。

No.3「ゲーム課金・ネット通販のトラブルにあわないために」 小学生以上

ゲーム課金・ネット通販等のトラブル事例を知り、トラブルに遭わないための学習をします。

No.4「お金の使い方を考えよう」 小学生以上

増えている小・中学生の金銭トラブル。お金の特性やおこづかいの使い方について、ゲームやおこづかい帳の記入体験を通して学びます。金銭トラブルの多い長期休み前が有効です。

No.5「もったいない話」 小学生以上

食品ロスの現状と私たちの日々の食生活の関連を知り、自分たちにできることを考えます。

No.6「君はそれでも激安 T シャツを買いますか？」 小学生高学年以上

激安 T シャツを通じて、フェアトレード・児童労働問題など、SDGsについて学びます。

No.7「日本は、水の大量輸入国だった!？」 小学生高学年以上

食糧の輸入大国日本。相手の輸出国は食糧を生産するために水を大量に使用しています。全ての食糧を国内生産に切り替えた場合、水が足りず必要な食糧が生産できません。日本は相手の国の水を輸入しているとも言えます。それを指標で示したのが「バーチャルウォーター」です。バーチャルウォーターを知り、自分でも取り組めることは何かを考え、水不足問題と水資源の大切さなど、SDGsについて学びます。

オンライン講座も
実施できます！

- ◇同じテーマの講座でも、学年や要望等に合わせた内容で実施します。
- ◇回数は何回でもかまいません。日時の希望を伺い、調整します。
- ◇別紙「申込書」を開催希望日の2か月前までに、当センターへご提出ください。
- ◇出前講座の実施以外に消費生活に関する授業の実施について、先生のお悩みごと等がありましたら、消費者教育コーディネーターがご相談に応じます。



〈問合せ先〉

消費生活センター 消費者教育班

TEL 043-207-3602

FAX 043-207-3111

E-MAIL shohi.CIL@city.chiba.lg.jp